



当園では、国の「こども誰でも通園制度」を活用し、2歳児(満3歳になるまで)の4年保育利用者を対象に、保育料の負担軽減を行います。

◆制度の概要◆

「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労有無や理由を問わず、6ヵ月以上満3歳未満のお子さまが幼稚園・認定こども園を利用しやすくするための国の子育て支援制度です。

当園では、月10時間の利用をすることで補助制度を活用し、保育料から7,000円を減免いたします。志免町以外の他市町村にお住まいのお子さまもご利用できます。

ただし、長期休み等で月10時間のご利用が出来ない場合は、保育料からの減免額ができない場合がございます。

◆令和9年度の保育料◆

通常保育料：28,000円

《内訳》教育充実費2,000円、施設充実費1,000円、給食費5,200円を含む

減免後の保育料：2,1000円（こども誰でも通園制度の活用により、7,000円減免）

◆その他費用◆

- ・バス維持費：月額 3,500円（※利用者のみ）
- ・冷暖房費：年額 6,000円
- ・衛生費：年額 4,800円（※4年保育のみ）
- ・行事費：年額約 8,000円（※その他、写真代・用品代など実費がかかります）

◆申し込み方法◆

ご家庭で市町村への申し込みが必要となります。制度の利用についてご質問等がある方は園事務所までお問合せください。お手続きや利用条件について、職員が丁寧に説明いたします。

◆よくあるご質問(Q&A)◆

Q、こども誰でも通園制度とは、何ですか？

A、国が実施する子育て支援制度で、6ヵ月以上～3歳未満のお子さまが一定時間園を利用することで、保護者負担を軽減できる制度です。

Q、どれくらい安くなりますか？

A、月10時間のご利用で、当園では保育料から7,000円を減免いたします。

Q、制度を利用するために何か手続きは必要ですか？

A、はい。ご家庭で市町村へ申し込みを行い、「利用認定(こども誰でも通園の認定)」を受ける必要があります。認定を受けて初めて、減免の対象となります。

申請方法については園でもご案内いたしますので、お気軽にご相談ください。

